

## 東北情報通信懇談会会計細則

### (目的)

第1条 この細則は、会則第14条の規定に基づき、本会の会費、会員の種類及び会費の徴収手続等を定める。

### (会費)

第2条 本会の会費は、1口年額3万円とする。

### (会費の種類)

第3条 本会の会費の種類は、次のとおりとする。

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 一般会員 | 1口以上の会費を納入した者                   |
| (2) 個人会員 | 一般会員以外の者で、学識経験者等、特に会長が必要と認めた個人  |
| (3) 特別会員 | 一般会員以外の者で、10口以上の会費相当の貢献を果たしている者 |

### (会費の請求)

第4条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって、該当口数に相当する金額を明記した請求書を送付して行うものとする。

附 則 (平成29年5月25日)

この細則は、平成29年5月25日から改正施行する。